

感謝事例等の積極的な活用について（通達）

〔最終改正 令和 7. 2. 14 例規広第 2 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

当府警察の活動に関して寄せられる投書、手紙、電子メール等による謝意表明、激励等（以下「感謝事例等」という。）については、部内に周知することにより警察職員（以下「職員」という。）の士気の高揚、使命感と誇りの醸成等に極めて有効であるとともに、部外に発信することにより適切な警察活動に対する府民の理解を深め、治安に対する安心感を確保することに資すると認められることから、みだしのことについて下記のように定め、平成29年1月1日から実施することとしたので、実効の上がるように努められたい。

記

1 趣旨

この通達は、広聴相談に関する訓令（令和7年京都府警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）及び広聴相談に関する訓令の運用について（令和7. 2. 14：例規広第1号）の例規通達に定めるもののほか、感謝事例等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 積極的な収集等

- (1) 所属長は、当府警察に申出があった感謝事例等を積極的に収集するとともに、報道機関、自治体、関係団体等に寄せられた感謝事例等についてもその把握に努めること。
- (2) 所属長は、前記2の(1)の規定により収集し、又は把握した感謝事例等が他の所属に関係するものであるときは、広聴責任者等（訓令第5条に規定する広聴責任者等という。以下同じ。）にその内容が記載された投書、手紙、電子メール等を当該所属の広聴責任者等に対して送付させるなどして、所属相互の緊密な連携を図ること。

3 職員に対する周知・教養

所属長は、前記2の規定により収集し、又は把握した感謝事例等について、その内容に照らし、職員に周知することによって、職員の士気の高揚、使命感と誇りの醸成等に資すると認めたときは、朝礼等における教養を実施するほか、京都府警察機関誌への素材提供、講堂等への掲示等による各職員への周知に努めること。

4 部外に対する発信

所属長は、前記2の規定により収集し、又は把握した感謝事例等について、その内容に照らし、部外に発信することによって、当府警察への信頼又は治安に対する安心感の確保、今後の警察活動への協力の獲得等に資すると認めたときは、警察署協議会、交番・駐在所連絡協議会、交通安全教室、防犯教室、各種行事等を通じた積極的な発信に努めること。

5 報告等

- (1) 所属長は、感謝事例等に関し、前記3に規定する職員に対する周知・教養又は前記4に規定する部外に対する発信を実施した場合は、警察本部長に報告（広報応接課長経由）すること。

- (2) 広報応接課長は、前記 5 の (1) の規定による報告があった場合は、必要に応じ、当該報告に係る感謝事例等についての教養資料等を作成して各所属に送付するとともに、当府警察がインターネット上に開設するホームページ等により部外に発信するなど、積極的な広報活動を推進すること。

6 留意事項

(1) 相談システムへの登録

広聴責任者等は、訓令第 2 条第 1 号に規定する広聴事案として感謝事例等の申出を受けた場合は、当該感謝事例等を訓令第 2 条第 5 号に規定する相談システムに登録すること。

(2) 人権への配慮等

所属長は、前記 4 の規定により部外に対して感謝事例等を発信する場合は、広聴責任者等にその内容を事前に点検させ、関係者のプライバシーの侵害及び捜査その他の警察活動への支障を確実に排除するとともに、職員又はその家族に危害が及ぶことがないように、十分に配慮すること。